

災害時における医薬品等の供給に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と高知県医薬品卸業協会（以下「乙」という。）は、高知県内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害救助に必要な医薬品等の供給に関し次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、高知県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙および乙に加入する会員（以下「乙等」という。）の所有する医薬品等の供給について、乙に対して協力を要請することができる。

（医薬品等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医薬品等は、次に掲げるもののうち乙が保有する医薬品等とする。

- （1）医薬品
- （2）衛生材料
- （3）その他甲が指定する品目

（供給要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、別途定める文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。

（緊急措置）

第4条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれないときは、甲は直接乙等に対し要請することができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置事項を、事後すみやかに乙に連絡するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙が第1条に定める要請を受けたときは、乙は、乙等の所有する医薬品等を、甲に優先的に供給するよう努めるものとする。

（価格）

第6条 医薬品等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

（引渡し）

第7条 医薬品等の引き取り場所および時刻等については、甲が指定するものとし、甲の指定する者が、医薬品等を確認のうえ受領するものとする。

（連絡責任者）

第8条 第1条に定める要請に関する連絡の責任者として、甲は、高知県災害医療対策本部長を、乙は、高知県医薬品卸業協会会長をそれぞれ指定するものとする。

（代金の支払い）

第9条 甲が引き取った医薬品等の代金は、災害発生による混乱が沈静した後、速やかに供給要請先に支払うものとする。

（返品）

第10条 乙は、甲へ引き渡した医薬品等のうち、良品（汚れや破損等がないもの）に限り返品を受けるものとする。

（連絡員の派遣）

第11条 大規模な災害のため、電話等による通信が困難である場合等は、乙は、甲が設置する災害医療対策本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

（連絡協議会への参加）

第12条 甲が災害対策等の協議会を設置した場合は、甲の要請により乙は参加するものとする。

（防災訓練への参加）

第13条 乙は、甲が行う防災訓練に関し、甲の要請に基づき参加協力するものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了日の30日前までに、甲または乙のいずれからも協定終了の意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定を成立する証のため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月14日

甲 高知県高知市丸ノ内1-2-20
高知県知事

乙 高知県高知市棧橋通5丁目1-57
高知県医薬品卸業協会 会長